

事務連絡
令和2年7月14日

各
〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕

衛生主管部（局）食品衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課

金属製容器の使用法による食中毒の発生防止のための注意喚起について

今般、古くなった金属製の容器に粉末清涼飲料水を溶かし保管したものを喫食したことにより、金属の溶出に伴う食中毒事例が発生しました。

各自治体におかれましては、夏期となり酸性の飲料（主に炭酸飲料や乳酸菌飲料、果汁飲料、スポーツ飲料等）の摂取が多くなることを踏まえ、事業者及び消費者に対し、下記の事項について注意喚起及び情報提供を行うようお願いいたします。

記

- 1 食品が接触する容器の内部にサビやキズがないか確認すること
- 2 酸性の飲み物を長時間、金属製の容器に保管しないこと
- 3 古くなった容器は、定期的に新しいものに交換すること
- 4 取り扱う食品の表示及び注意喚起を確認し、使用すること

以上